

会津大学情報センター規程

(平成18年4月1日規程第25号)

改正 平成21年4月1日規程第15号

改正 平成28年4月1日規程第15号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人会津大学の組織及び運営に関する基本規程(平成18年4月1日規程第2号)第6条に基づき、情報センター(以下「センター」という。)の内部組織、管理及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、教育及び研究活動に必要な情報関連環境を整備し、これを効果的に運用及び提供することによって、会津大学の教育及び研究の推進に寄与することを目的とする。

(内部組織)

第3条 センターは、情報処理センター及び附属図書館から構成される。
2 附属図書館には、図書ラウンジを含むものとする。

(業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 教育及び研究に関連する情報の収集、蓄積、処理及び提供
- (2) 情報及び通信関連システムの整備、管理及び運営
- (3) 教材開発及びマルチメディア環境を活用した教育活動の支援
- (4) 研究活動の支援
- (5) 対外接続
- (6) 会津大学情報センター(情報処理センター)利用規程に定める業務
- (7) 図書館資料の収集、整理及び保存
- (8) 会津大学情報センター(附属図書館)利用規程に定める業務
- (9) 教育及び研究に必要な学術情報の提供
- (10) その他センター設置目的の達成に必要な業務

(アドバイザーボード)

第5条 センターは、前条(1)～(6)の業務を円滑に遂行するため、必要に応じ技術的アドバイスを行うアドバイザーボードを置く。

2 アドバイザーボードは、本学の専任教員又は学外有識者のうちからセンター長が指名する者で、学長の承認を得た者で構成し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。